

告 発 状

2017年7月11日

東京地方検察庁
検事正 塚 徹 殿

下記被告発人の所為は、公職選挙法第136条の2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）違反と考えられるので、捜査の上、厳正な処分に付され、たく告発する。

〒225-0011 神奈川県横浜市青葉区あざみ野4-3-12-301
t e l 090-8808-5000
f a x 045-903-1121
告 発 人 藤 田 高 景
他別紙目録記載の者

〒103-0005 東京都港区西新橋1-9-8 南佐久間町ビル2階
むさん法律事務所 tel 5511-2600
f a x 5511-2601
告発人代理人 弁護士 大 口 昭 彦

〒103-0005 東京都港区西新橋1-21-5 一瀬ビル
一瀬法律事務所 tel 3501-5558
f a x 3501-5565
告発人代理人 弁護士 一 瀬 敬 一 郎

〒167-0042 東京都杉並区西荻北2-3-1
ポールオブニモアーズ201
t e l 5303-6740
f a x 5303-6781
告発人代理人 弁護士 松 井 茂 樹

記

第1 被告発人

1 〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣官房 気付
t e l 5253-2111
安 倍 晋 三

第2 告発事実

- 1 被告発人は、内閣総理大臣の地位にある者であるが、
 - (1) 2017年6月30日小金井市内に於いて、同年6月23日に東京都選挙管理委員会によって告示され7月2日が投票日と定められていたところの東京都議会議員選挙に、特定の政党である自由民主党公認候補として立候補した候補者広瀬まき演説会場に臨場した際、「内閣総理大臣 安倍晋三」を含む肩書が大書された演説者紹介の展示された演壇に、「安倍総理総裁です」との司会者の紹介を受けて登壇し、広瀬まき候補に対する投票を聴衆に呼掛け、
 - (2) 2017年7月1日16時頃、東京都千代田区神田所在の東日本旅客鉄道秋葉原駅周辺で行われた、「(1)」に同じく、同年6月23日に東京都選挙管理委員会によって告示され7月2日が投票日と定められていたところの東京都議会議員選挙に、特定の政党である自由民主党公認候補として立候補した候補者中村あやの街頭演説活動の場に、下村博文自民党東京都連会長の「まもなく安倍晋三総理大臣が参ります」との予告の後に臨場し、司会者であった石原伸晃議員の「それでは大変お待たせ致しました。内閣総理大臣安倍晋三自民党総裁です。よろしく御願ひ致します。」と紹介され、「内閣総理大臣 安倍晋三」の表示を含む横断幕を掲げた演壇に登壇したうえで、中村あや候補に対する投票を聴衆に呼掛け、

以て、公務員である内閣総理大臣としての地位を利用して、投票の周旋勧誘等の選挙運動の企画に関与したものである。

罪 名	公職選挙法違反
罰 条	公職選挙法第136条の2
	同 第239条の2第2項

第3 告発に至る経過

- 1 公職選挙法136条の2第1項1号は、「国・・・の公務員・・・は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。」と規定し、これに違反した選挙運動、ないしこれに関連する一定の行為をなした者に対しては、同法239条の2第2項に於いて罰則が設けられ、「2年以下の禁固又は30万円以下の罰金に処する」とされている。
- 2 公務員であっても、主権者を構成する国民の一であるから、その立場に於いて国政等に参与する権利を有していることは当然である。したがって、その従事する公務の内容自体に一定の制限が内在すると考えられるいわゆる特定公務員を除いては、公務員であるということ自体に於いて、個人として選挙運動への関与が制限されるということはない(公職選挙法136条)。
- 3 しかし、そもそも公務員は、その従事業務が本来的に、公益性・公共性を

有しているところから、その業務の内容・遂行が一般国民の生存・生業・生活等に対して直接間接に影響するところが大きい。

そのように国民・住民に大きな影響力が存するために、公務員の存在・業務遂行に当たっては、あくまで不偏不党性が保持されており、国民・住民全体の普遍的利益が代弁されていなければならない。そこに些かも私的な偏りがあるとはならないのは当然である。

日本国憲法は15条が「全体の奉仕者」を強調しているのは、その趣旨である。

この憲法上の規範は、公職選挙に於いても重視されなければならないことは当然である。

4 そこで、公職選挙法は、公務員と雖も上記の一部例外を別として、その主権者・公民としての権利は尊重されなければならないとしているのであるが、他方に於いて、公務員という地位や業務の有している大きな影響力が「利用された」ような場合には、公職者の選挙が歪められ、公正性が損なわれてしまう危険性が大である点を慮り、「日本国憲法の精神に則り、・・・その選挙が選挙人の事由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期する」（法第1条）という根本趣旨に鑑み、法第136条の2を置き、かつ、その違反に対しては刑事罰則をも定めて、公職選挙が適正に施行されることを期しているのである。

5 ところで、現職の内閣総理大臣を務めている被告発人が、東京都議会議員選挙の応援演説等をなすことは、特別職公務員としてありうることであるが、しかしそれはあくまで、自民党総裁である安倍晋三が個人として自民党推薦候補の選挙運動の応援をなすということであるのである。

内閣総理大臣が、その職務として特定の政党の推薦候補の応援をなすなどというものでないことは、当然である。そういうことはありえない。

なぜなら、内閣総理大臣は国の行政機関の長であるからである。したがって、「全体の奉仕者」であることを率先躬行しなければならない立場にある。

6 しかるに、本件に於いては、「内閣総理大臣 安倍晋三」との表示を含む幕等と共に、内閣総理大臣であることを強調する司会者の紹介と共に登壇し、その立場からの選挙応援演説をなしたことの客観的意味は明らかである。それは、安倍個人としではなく、公務員である総理大臣安倍晋三として行動したことを端的に示しているものである。

それは、内閣総理大臣としての行動が「全体の奉仕者」としてではなく、「一部の者への奉仕者」としてなされたことであり、憲法15条の根本趣旨に違背したものである。公務員に対する国民の信頼感を、行政府のトップ自身が大きく毀損した行為との非難を免れない。

7 また、内閣総理大臣という強大な権限を有する公務員がその立場に立って、特定政党の公認候補者に対する応援活動をなしたことは、内閣総理大臣としての影響力を、選挙民の意思形成ないし投票行動に行使しようとしたものであることを歴然と示している。

これは、公職選挙法第136条の2が禁ずる「公務員の地位の利用」であることが明白である。

8 なお、時期を同じくして、安倍内閣の防衛大臣である稲田朋美は同じ選挙に於いて、6月27日、板橋区立若木小学校で、やはり自民党公認候補である松田やすまさの応援行動を行い、この際「『防衛省・自衛隊・防衛相・自民党として』松田やすまさの支持を訴える」などとの旨を公然と演説した。

その問題性は、上記よりして明らかである。ここにも、

「防衛省・防衛相・自衛隊は、自民党のために存在している」

かのような、違法不当な自衛隊の利用意思が端的に露呈されている。

ここにも安倍内閣が、被告発人安倍首相を筆頭として、基本的に憲法15条を無視軽視し、公明な選挙を軽んじている姿勢が明示されているのである。

9 なおその他にも、被告発人は、選挙演説の度ごとに聴衆に対して、多数の日の丸旗を頒布している。しかし公職選挙法本来、大きさや決められた枚数の法定の書類しか聴衆に対する頒布を認めてはいないのであって、このような行為も公職選挙法142条に対する違反行為である。

10 このようになに、被告発人には、自身が「全体の奉仕者」であるとの観念が極めて稀薄であって、格別の自覚を以て行動することもせず、当然であるかのように「公務員である内閣総理大臣」としての地位を公職選挙に於いて利用しており、内閣首長がそうであるがゆえに内閣を構成する大臣もこれに倣って、公務員としての地位利用行為が頻発している。

このような風潮が座視され放置されるならば、公務員の地位利用が当然のように行われ蔓延することにもなりかねず、「全体の奉仕者」性は失われ、また、選挙の公明性・公正性も失われることとなり、これは、ひいては日本の民主主義をも害するおそれがある極めて有害な行為である。

よって、厳正な処分を求めて告発するものである。

第4 証拠方法

被告発人による選挙運動の様子を実写した映像が、インターネットによって広く流布しており、これらにより証明十分である。

(以 上)

告 発 人 目 録